

鳥取県公報

平成17年 7月12日(火)
号外第108号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する 条例施行規則 (73) (情報政策課)	5
	鳥取県採石場安全対策審議会規則 (74) (治山砂防課)	6
	鳥取県採石条例の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則 (75) (〃)	7
	鳥取県警察手数料の免除に関する規則 (76) (警察本部警務課)	10
	鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (77) (協働推進室)	11
	鳥取県立人権ひろば21管理規則を廃止する規則 (78) (人権推進課)	17

———公布された規則のあらまし———

鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「条例」という。）の設定に伴い、民間事業者等が条例の規定に基づき、書面の保存等に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により保存等を行う場合における電磁的記録等の保存、作成、閲覧、交付等の方法その他条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 定義	この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
(3) 電磁的記録による保存	民間事業者等が書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行う場合は、作成された電磁的記録又は書面に記載されている事項をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルに保存する方法により行わなければならない。 により行われた保存については、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機等に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。
(4) 電磁的記録による作成	民間事業者等が書面の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合は、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により行わなければならない。
(5) 氏名又は名称を明らかにする措置	県の条例、規則等の規定により署名等をしなければならない場合における当該署名等に代えて氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。
(6) 電磁的記録	民間事業者等が書面の縦覧等に代えて電磁的記録に記録されている事項の縦覧等

による縦覧等	を行う場合は、電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行わなければならない。
(7) 電磁的記録による交付等	<p>民間事業者等が書面の交付等に代えて電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの又は磁気ディスクをもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法により行わなければならない。</p> <p>ア 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</p> <p>の方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。</p>
(8) 電磁的方法による承諾	民間事業者等が書面の交付等に代えて電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことについて相手方の承諾を得る場合に示すべき方法の種類及び内容は、民間事業者等が当該交付等を行う方法((7)のア又はイ)及びファイルへの記録の方式とする。
(9) 委任	この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、県の機関が別に定める。
(10) 施行期日	この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県採石場安全対策審議会規則の新設について

1 規則の新設理由

- (1) 鳥取県採石条例の一部改正により、採石場及びその周辺地域における災害の発生等の防止を図ることを目的に鳥取県採石場安全対策審議会(以下「審議会」という。)を設置することとした。
- (2) (1)に伴い、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、鳥取県採石条例の規定に基づき、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 会長	<p>審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>会長は、会務を総理する。</p> <p>会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</p>
(3) 会議	<p>審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
(4) 意見の聴取等	審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(5) 委員の除斥	委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、議事に

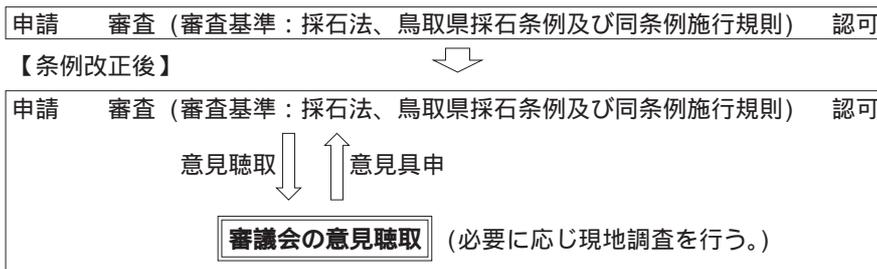
	加わることができない。
(6) 雑則	この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
(7) 施行期日	この規則は、公布の日から施行する。

【参考】

鳥取県採石条例の一部改正について

採石場及びその周辺地域における災害の発生等の防止を図るため、鳥取県採石場安全対策審議会を設置し、地質又は形状、採石の方法等の視点から岩石採取計画の適否、周辺環境への影響等について専門家の意見を聴き、採石場の安全対策及び認可の是非の判断に反映する。

【現在】



(1) 審議会の所掌事務

事業者が行った認可申請及び変更認可申請のうち、

ア 採石場の区域の面積が1ヘクタールを超えるもの

イ 知事が、採石場の区域の地質又は形状、採石の方法等から採石を行うことにより災害が発生する可能性が高いと認めたもの

知事が採石法に基づく命令を行おうとする場合において必要と認めたもの

採石場の安全対策その他採石に係る重要事項

等について意見を述べること。

(2) 審議会の委員

5人以内(地質・地盤分野、環境影響分野等の学識経験者) 任期2年

(3) 施行期日 公布日

鳥取県採石条例の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則の制定について

1 規則の制定理由

鳥取県採石条例の一部改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次のとおり、鳥取県採石場安全対策審議会(以下「審議会」という。)の設置等に伴う所要の改正を行う。

改正する規則	改正の内容
鳥取県行政組織規則	審議会の担任する事務等を定める。
鳥取県事務処理権限規則	知事の権限に属する事務のうち、審議会の意見の聴取を部長専決事項とする。
鳥取県採石条例施行規則	鳥取県採石条例の一部改正による条ずれに伴う所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県警察手数料の免除に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

- (1) 鳥取県警察が処理する事務に関する手数料については、鳥取県警察手数料条例の規定に基づき徴収されている。
- (2) 手数料の免除については、同条例第4条において、知事は特別の理由があると認めるときに免除することができるものと規定されている。
- (3) この規定に基づき、手数料を免除することができる事由を定めるものである。

2 規則の概要

- (1) 手数料を免除することができる事由を次のとおりとする。

区 分	免 除 事 由
1 道路の使用の許可等の事務に係る手数料	<p>(1) 国又は地方公共団体が公共の利益のために道路を使用するとき。</p> <p>(2) 生活保護法に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）が道路を使用するとき。</p> <p>(3) 学校が教育の目的のために道路を使用するとき。</p> <p>(4) 保育所が保育の目的のために道路を使用するとき。</p> <p>(5) 社会福祉法人、市町村社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会等が社会福祉推進のために道路を使用するとき。</p> <p>(6) 公益法人又は特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。</p> <p>(7) 国又は地方公共団体の後援、補助等を受けた事業を行う団体が、地域活性化を目的とする事業であって公益性が高いと認められるものために道路を使用するとき。</p> <p>(8) 町内会等の地縁による団体その他公共性を有する団体等が、祭礼、社会奉仕、健康増進等を目的とする事業であって公益性が高いと認められるものために道路を使用するとき。</p> <p>(9) その他公益のために道路を使用する場合であって知事が特に必要があると認めるとき。</p>
2 自動車の保管場所の確保を証する書面等の交付事務及び事実に関する証明書の交付事務に係る手数料	<p>(1) 国又は地方公共団体がその職務上の必要により申請するとき。</p> <p>(2) 被保護者が申請するとき。</p>

- (2) 施行期日 公布日

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

知事所管の特定非営利活動法人の各種申請及び届出における添付書類等の見直しを行うことにより、事務処理の一層の迅速化及び正確化を図る。

2 規則の概要

- (1) 知事所管の特定非営利活動法人の設立認証の申請時における当該法人の役員に係る住民票の写しについて、知事が住民基本台帳法の規定により本人確認情報を利用する場合及び他の都道府県知事から本人確認情報の提供を受ける場合の取扱いを、次のとおり変更する。

【現 在】設立認証の申請書、役員変更の届出書及び合併認証の申請書に、住民票の写しの添付が

必要。

【規則改正後】設立認証の申請書、役員変更の届出書及び合併認証の申請書に、住民票の写しの添付は原則不要。

- (2) 知事所管の特定非営利活動法人の設立認証の申請等において、申請者等が氏名を自署する場合には、申請書等への押印を省略できるよう変更する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県立人権ひろば21管理規則の廃止について

1 規則を廃止する理由

- (1) 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、平成18年4月1日から、人権ひろば21に指定管理者制度が導入される。
- (2) これまで鳥取県立人権ひろば21管理規則（以下「規則」という。）で規定されていた人権ひろば21の利用時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。
- (3) (2)のほか、指定管理者制度が導入される施設について規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。

2 規則の廃止期日

平成18年3月31日限りで廃止

規 則

鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第73号

鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年鳥取県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(電磁的記録による保存)

第3条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク

(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項第1号又は第2号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定に基づき、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 条例第4条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 民間事業者等が、条例第5条第1項の規定に基づき、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

(電磁的記録による交付等)

第7条 民間事業者等が、条例第6条第1項の規定に基づき、書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(条例第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスクをもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による承諾)

第8条 民間事業者等が条例第6条第2項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、県の機関が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県採石場安全対策審議会規則をここに公布する。

平成17年 7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第74号

鳥取県採石場安全対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条第6項の規定に基づき、鳥取県採石場安全対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第5条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、議事に加わることはできない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県採石条例の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成17年 7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第75号

鳥取県採石条例の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)	(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	企画防災課
鳥取県採石場安全対策審議会	鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条第1項の規定による採石認可及びその変更認可並びに災害防止措置等に係る命令並びに採石に係る重要事項についての審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	治山砂防課
略		

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	企画防災課
略		

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

第2条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目に改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)
個別事項に係る決裁事項及び事務処理権限の区分

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機 関の長 又は総 合事務 所の局 長の名 称
			専決権者			委任決裁権者			
			知事	部長	課長	地方 機関 の長 又は 総合 事務 所の 局長	部長	課長	
略									
治山 砂防 課	一～三 略								
	三の二	1 同条例 第5条第 3項、第 7条第3 項、第9 条第2項 及び第10 条第7項 の規定に よる審議 会の意見 の聴取							
	鳥取県 採石条 例(平 成15年 鳥取県 条例第 72号) に基づ く知事 の権限 に属す る事務	2 同条例 第8条の 規定によ る指導							総合事 務所長 地方県 土整備 局長
		3 同条例 第12条に 規定する 採石認可 の公表							
四～十 略									
略									

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)
個別事項に係る決裁事項及び事務処理権限の区分

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分						地方機 関の長 又は総 合事務 所の局 長の名 称
			専決権者			委任決裁権者			
			知事	部長	課長	地方 機関 の長 又は 総合 事務 所の 局長	部長	課長	
略									
治山 砂防 課	一～三 略								
	三の二								
	鳥取県 採石条 例(平 成15年 鳥取県 条例第 72号) に基づ く知事 の権限 に属す る事務	1 同条例 第8条の 規定によ る指導							総合事 務所長 地方県 土整備 局長
		2 同条例 第11条に 規定する 採石認可 の公表							
四～十 略									
略									

(鳥取県採石条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県採石条例施行規則(平成16年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(認可状況の公表)</p> <p>第7条 条例第12条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。</p>	<p>(認可状況の公表)</p> <p>第7条 条例第11条の規定に基づく公表は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報紙への登載その他の方法により行うものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県警察手数料の免除に関する規則をここに公布する。

平成17年 7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第76号

鳥取県警察手数料の免除に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県警察が処理する事務に関し徴収する手数料（以下「警察手数料」という。）の免除について必要な事項を定めることを目的とする。

(警察手数料の免除)

第2条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号。以下「条例」という。）第4条の規定による警察手数料の免除は、次の表の左欄に掲げる警察手数料の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる免除事由のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

区 分	免 除 事 由
1 条例第2条第1項第32号及び第33号に掲げる事務に係る手数料	<p>(1) 国又は地方公共団体が公共の利益のために道路を使用するとき。</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）が道路を使用するとき。</p> <p>(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的のために道路を使用するとき。</p> <p>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所が保育の目的のために道路を使用するとき。</p> <p>(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）若しくは同法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会若しくは同法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会又は他の法令により社会福祉法人とみなされる法人が社会福祉推進のために道路を使用するとき。</p> <p>(6) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が慈善又は援助のために道路を使用するとき。</p> <p>(7) 国又は地方公共団体の後援、補助等を受けた事業を行う団体が、地域活性化を目的とする事業であって公益性が高いと認められるもののために道路を使用するとき。</p> <p>(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他公共性を有する団体等が、祭礼、社会奉仕、健康増進等を目的とする事業であって公益性が高いと認められるもののために道路を使用するとき。</p> <p>(9) その他公益のために道路を使用する場合であって知事が特に必要があると認めるとき。</p>

2 条例第2条第1項第47号から第49号まで及び第67号に掲げる事務に係る手数料	(1) 国又は地方公共団体がその職務上の必要により申請するとき。 (2) 被保護者が申請するとき。
--	--

(免除の申請手続等)

第3条 警察手数料の免除の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第77号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(情報通信の技術を利用する方法による手続等)</u></p> <p><u>第14条 法第44条の2の規定により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合における手続等については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）に定める手続等の例による。</u></p> <p><u>2 法第44条の3の規定により、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合における手続等については、鳥取県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第73号）に定める手続等の例による。</u></p>	

様式第1号(第2条関係)

特定非営利活動法人設立認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、
特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所又は居所

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

記

1～5 略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

1～3 略

4 各役員の住所又は居所を証する書面(鳥取県特定
非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適
用を受ける場合を除く。)

5～10 略

様式第2号(第4条関係)

特定非営利活動法人設立(合併)登記完了届出書

職 氏 名 様

設立(合併)の登記を完了したので、特定非営利活
動促進法(第39条第2項において準用する同法)第13
条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが
できる。

添付書類

1 登記事項証明書

2 及び 3 略

様式第3号(第5条関係)

特定非営利活動法人役員変更等届出書

様式第1号(第2条関係)

特定非営利活動法人設立認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、
特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所又は居所

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

記

1～5 略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とするこ
と。

添付書類

1～3 略

4 各役員の住所又は居所を証する書面

5～10 略

様式第2号(第4条関係)

特定非営利活動法人設立(合併)登記完了届出書

職 氏 名 様

設立(合併)の登記を完了したので、特定非営利活
動促進法(第39条第2項において準用する同法)第13
条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とするこ
と。

添付書類

1 登記簿謄本

2 及び 3 略

様式第3号(第5条関係)

特定非営利活動法人役員変更等届出書

職 氏 名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

略

注

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 略

添付書類

役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、当該役員について、住所又は居所を証する書面（鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）並びに特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

様式第4号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

1～3 略

注

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 略

職 氏 名 様

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

略

注

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 略

添付書類

役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、当該役員について、住所又は居所を証する書面並びに特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

様式第4号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

1～3 略

注

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 略

添付書類 略

様式第5号(第6条関係)

特定非営利活動法人定款変更届出書

職 氏 名 様

当法人の定款を下記のとおり変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

1～3 略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 略

様式第5号の2(第7条関係)

特定非営利活動法人事業報告書等提出書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

提出書類 略

注

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2～4 略

様式第6号(第8条関係)

特定非営利活動法人解散認定申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、当法人の解散について認定を受けたいので、下記のと

添付書類 略

様式第5号(第6条関係)

特定非営利活動法人定款変更届出書

職 氏 名 様

当法人の定款を下記のとおり変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

1～3 略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付書類 略

様式第5号の2(第7条関係)

特定非営利活動法人事業報告書等提出書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

提出書類 略

注

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2～4 略

様式第6号(第8条関係)

特定非営利活動法人解散認定申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、当法人の解散について認定を受けたいので、下記のと

おり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

1及び2 略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 略

様式第7号(第8条関係)

特定非営利活動法人解散届出書

職 氏 名 様

当法人は下記のとおり解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名 ㊟

電話番号

記

1～3 略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第8号(第8条関係)

特定非営利活動法人清算人就職届出書

職 氏 名 様

当法人に新たに清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第77条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名 ㊟

電話番号

おり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

代表者の氏名 ㊟

電話番号

記

1及び2 略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付書類 略

様式第7号(第8条関係)

特定非営利活動法人解散届出書

職 氏 名 様

当法人は下記のとおり解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名 ㊟

電話番号

記

1～3 略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記簿謄本

様式第8号(第8条関係)

特定非営利活動法人清算人就職届出書

職 氏 名 様

当法人に新たに清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第77条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名 ㊟

電話番号

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第9号(第9条関係)

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

清算人の氏名 ㊟

電話番号

記

1及び2 略

注

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 略

様式第10号(第10条関係)

特定非営利活動法人清算結了届出書

職 氏 名 様

当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第83条の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名 ㊟

電話番号

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付書類 当該清算人の登記をしたことを証する登記簿謄本

様式第9号(第9条関係)

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、残余財産を譲渡することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 名 称

清算人の氏名 ㊟

電話番号

記

1及び2 略

注

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 略

様式第10号(第10条関係)

特定非営利活動法人清算結了届出書

職 氏 名 様

当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促進法第40条において準用する民法第83条の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

清算人の氏名 ㊟

電話番号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付書類 清算結了の登記をしたことを証する登記簿謄本

様式第11号 (第11条関係)

特定非営利活動法人合併認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、
特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

(甲)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名 (印)

申請者 電話番号

(乙)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名 (印)

電話番号

記

1 ~ 5 略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

1 ~ 4 略

5 各役員の住所又は居所を証する書面 (鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)

6 ~ 10 略

様式第11号 (第11条関係)

特定非営利活動法人合併認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、
特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

(甲)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名 (印)

申請者 電話番号

(乙)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名 (印)

電話番号

記

1 ~ 5 略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とするこ
と。

添付書類

1 ~ 4 略

5 各役員の住所又は居所を証する書面

6 ~ 10 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立人権ひろば21管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第78号

鳥取県立人権ひろば21管理規則を廃止する規則

鳥取県立人権ひろば21管理規則 (平成14年鳥取県規則第11号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。